

現在、プロミスをご利用のお客様へ

会員規約または契約規定に定める期限の利益喪失条項につきまして、平成18年6月30日より、以下のとおり改訂いたします。

1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
 - ①支払停止となったとき。
 - ②強制執行の申立があったとき。
 - ③破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ④お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。
 - ⑤プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
 - ①届出事項の変更を届出なかった場合またはプロミスカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。お客様が第2項に関わるプロミスからの通知の受領を拒否した場合その他その責に帰すべき事由によりプロミスからの通知が到達しなかった場合、プロミスは、通常到達すべきときにお客様に到達したものとみなします。

※ただし、本改訂は、6月29日以前に期限の利益を喪失されたお客様には適用されません。

また、フリーキャッシングで、以下の特約条項が無い会員規約または契約規定に基づきご利用いただいておりますお客様については、併せて以下の特約条項を追加します。

本規約にもとづく借入残高がある状態であらたな借入をしたときは、従前の借入残高とあらたな借入額の合計額に相当する借入をしたものとして取扱います。

本改訂にご不明な点のあるお客様は、フリーダイヤル0120-24-0365までお申し出ください。ただし、6月30日以後、ご利用された場合には、本改訂をご承諾いただいたものとしてお取扱させていただきます。

【ご注意】

本改訂は6月30日より適用いたしますが、書式入れ替え等の都合により、6月1日以後、6月29日以前に新しい条項が記載された会員規約が交付されることがあります。当該のお客様に対し、6月29日までに適用される会員規約は、お申込みページに記載されています。